

# 鈴鹿市陸上競技協会規約

## 第1章 総 則

第1条（名 称）本協会は鈴鹿市陸上競技協会と称する。

第2条（組 織）本協会は鈴鹿市における陸上競技諸団体および陸上競技の愛好者をもって組織し、かつ鈴鹿市における陸上競技を統括する。

第3条（目 的）本協会は会員相互の親睦と陸上競技の健全な普及発達を図り、スポーツ文化の進展に寄与することを目的とする。

第4条（事 業）本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 陸上競技の普及に関する諸計画を立案実施し、その技術を研究指導すること。
- 2 三重陸上競技協会に対して鈴鹿市を代表して加盟すること。
- 3 鈴鹿市体育協会に対して陸上競技を代表して加盟すること。
- 4 鈴鹿市選手権大会、その他の大会を開催または主管し、選手権大会その他の大会選手を派遣すること。
- 5 陸上競技記録の公認を三重陸上競技協会に対して申請すること。
- 6 その他の本協会の目的を達成するために必要な一切の事業を行うこと。

第5条（事務所）本協会の事務所を事務担当の理事宅、または勤務先に置く。

第6条（会 員）本協会の会員は次の三種とする。

- 1 登録会員、本協会を通じて三重陸上競技協会に規定された登録料を納入して登録した者。
- 2 本協会の主催する事業に参加のあった市内の学校および事業所の代表者。
- 3 顧問・参与。

## 第2章 役 員

第7条（役 員）本協会に次の役員をおく。

- |                    |     |         |     |
|--------------------|-----|---------|-----|
| 1 会 長              | 1 名 | 5 顧 問   | 若干名 |
| 2 副会長              | 若干名 | 6 参 与   | 若干名 |
| 3 理 事(理事長・副理事長を含む) | 若干名 | 7 専門委員長 | 若干名 |
| 4 監 事              | 2 名 |         |     |

前項に定めたものの外、会長は総会の承諾を得て名誉会長を推薦することができる。

第8条（会長・副会長）会長及び副会長は理事会で推薦し、総会の承認を得て決定する。会長は本協会を代表統括する。副会長は会長に事故あるときはそれを代理する。会長及び副会長は当然理事及び会員たる資格を有する。

第9条（理 事）理事は総会の決議により決定する。理事は本協会の一般業務を処理し、理事会は互選により理事長・副理事長を定める。理事長は本協会の業務全般の運営に対して責任を持つ。副理事長はその補佐を行う。

第10条（監 事）監事は総会の決議によって委嘱される。監事は本協会の財務および業務を監査する。

第11条（顧問・参与）顧問および参与は総会の決議により推挙せられ、本協会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第12条（評議員）鈴鹿市体育協会の代表として評議員を理事会において、理事の中より1名選出する。

第13条（任 期）役員任期は2年として再任は妨げない。顧問および参与の任期は、これを定めない。

第14条 補欠指名された役員の任期は前任者の残存期間とする。役員は任期満了した場合でも後任者が就任するまでその職務を行う。

### 第3章 総 会

第15条（権 限）総会に付議せられる事項は次の如くである。

- 1 予算および決算
- 2 事業計画および計画
- 3 役員の改選
- 4 規約の改正
- 5 その他の重要事項

第16条（定時および臨時総会）本協会の定時総会は毎年3月にこれを開く。ただし理事会が必要と認めた場合は会長はこれを適宜開くことができる。

第17条（招 集）理事会および総会は会長が招集する。これらの議長は理事長があたる。

### 第4章 経 理

第18条（経 費）本協会の経費は次のもので支弁する。

- 1 参加料
- 2 寄付金または補助金
- 3 その他の収入

第19条（会計年度）本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第5章 補 則

第20条（規約の変更）本規約条項は理事会により、出席理事の過半数があれば変更することができる。

第21条（細則）本規約に定めるもののほか、必要な事項は、細則で定める。

#### 付則

この規約は平成12年4月1日より施行する。

この規約は平成20年4月1日より改訂施行する。

この規約は平成26年4月1日より改訂施行する。